

平成30年度 第11回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成31年2月15日（金） 13時30分から14時40分まで

2 場 所

ホテルプラザ菜の花 3階 菜の花

3 出席者

委 員：齋藤(利)委員長、村上副委員長、石川委員、中井委員、
齋藤(尚)委員、工藤委員、八田委員、酒井委員、
菊地委員、本間委員（10名）

事務局：環境生活部 生駒次長、工藤環境研究センター長
環境政策課 熱田副課長、三田班長、茶谷主査、高橋主査、
出口副主査、加藤副主査

傍聴人：3名

4 議題

- (1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

5 結果概要

- (1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

事務局より資料1、資料2、資料3及び資料4について、それぞれ説明され、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料1：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について

資料2：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

資料3：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
(平成30年10月19日諮問) 論点整理

資料4：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見(答申案)

参考資料：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
関係各市からの意見と事務局対応案

【別紙：審議等の詳細】

(1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
について（答申案審議）

○事務局より資料1、資料2、資料3及び資料4について説明。

【審議】

(委員)

資料2 No. 13の「付加率」という用語の記載に関することだが、前回の委員会で事業者から説明のあったとおり、また準備書では、7-123ページの大気質の予測結果の表にあるように、最大着地濃度とバックグラウンド濃度を足したものを分母として割合を取ったものを「付加率」としている。

しかし、「付加率」というのは、現況に対して付け加えられるものの割合を表す言葉ではないか、と思っている。この準備書での使われ方は、「寄与率」に当たらないか。

技術指針においては用語の定義はないとのことだが、「付加率」と「寄与率」が他の案件でどう使われているか改めて確認してもらい、必要であれば言葉の修正を指導としてお願いしたい。

やはり「付加率」は、付け加えられるものの割合なので、分母は元の数字となる表現だと思う。

(事務局)

御意見のとおり、分母が足したものか、足す前のものかで言葉の使い方は変わってくると思うので、改めて確認したい。

(委員)

資料2 No. 14の沈砂池の設計に関することだが、私も調べてみて、この準備書の記載と似たような算定方法でアセスを実施しているケースがあることは確認した。そのため、「沈降速度の式」という表現を変えてもらうことはともかく、方法論としては認めることになると思う。

ただ、この準備書では、沈砂池の滞留時間を2.2時間と計算している一方、降雨量は日降水量の95%値を参考とした値を用いている。沈砂池はこの計算結果に若干の安全率を見て少し大きめに造ると思うが、日最大の時間平均と

時間最大の雨量は大きく異なるので、実際の降雨強度に対応可能であろうか。日最大雨量で設計した滞留時間2～3時間の沈砂池で、沈降試験時の乱れの状態を担保できるか疑問である。準備書では沈砂池の設計について特に書かれていないので、その設計条件の考え方が気になる。

指導で結構なので、日降水量の95%値を採用した妥当性について、滞留時間の考え方と絡めて説明を求めてほしい。そして、その中で、「沈降速度の式」の名称に関しては少なくとも変えてもらいたい。

(事務局)

御意見のとおり対応する。

(委員)

答申案の5(1)に、動物と植物をまとめた形で、「調査により確認された動植物について、在来、逸出、植栽、外来の別を示すこと」と記載されているが、この4つの分類は、言葉の意味として並列にならない気がする。

重要なのは、在来か外来か、ということで、その中に逸出も含まれるのではないか、と思う。例えば、逸出された外来種といった場合には、2つの分類に入ることになる。言葉として、この4つに分ける必要があるのかな、と思う。

(委員)

確かにこの言葉を並べると語感の上から誤解を招くかもしれないが、逸出というのは、植栽されたものが広がったもので、植栽起源のものである。

(委員)

これらの言葉は、植物をイメージしたもので、動物の場合は少し異なる。

(委員)

植物に限って言えば、現地調査の結果、非常に重要なものがあつた場合に、そこに自生していたものなのか、それとも、元々はあつたかもしれないけれども、今は貴重なものになったため園芸的に植えたものから自然に種がこぼれたりして広がったかによって、個体群の保全上の価値が変わってくる。そういうことがあるので、こういう分け方をしていると思う。

外来のものが逸出した、といった言葉の使い方はしない。逸出は、庭に植えていたものが自然に広がっていく場合などに使う。

(委員)

植物では特に問題ないということであれば、動物については記載を分けてはどうか。

(事務局)

動植物をまとめて記載してしまっているのが、今の議論になっていると思う。植物の方はこの分類で問題ないと思うので、動物については、御意見のとおり、記載を分けることとしたい。

(委員)

答申案の前文で、「対象事業実施区域の北側及び西側には、学校や福祉施設など、環境の保全に配慮を必要とする施設がある」と記載されているが、対象事業実施区域のすぐ西側は江戸川である。表現に問題はないか。

(委員)

環境影響の範囲の話となるが、準備書 3-121 ページ等を見ると、その方にそういった施設があるのは確かなので、原案のままでよいのではないか。

(委員)

現地調査をした際、自動車学校が施設の敷地に隣接していたが、ここで言う学校にはそれを含めるのか。

(事務局)

学校教育法で定める学校が準備書 3-121 ページに記載されており、その範囲で見ているので、自動車学校は含めていない。

(委員)

答申案の 3 (1) から (3) の関係性についてだが、(1) と (2) の意味を合わせたものが (3) になっていると考えればよいか。それとも (1) から (3)

はそれぞれ並列か。(3)にある管理値という言葉の意味はどう捉えればよいか。

(事務局)

事務局の考え方としては、まず、濁水の「水量」についての問題が(1)である。算定の基となる「一時的改変面積」は対象事業実施区域の50%と仮定されているが、その根拠が明確に示されていない。

一方、工事をしている時の「水質」の方をどう管理するかの問題が(3)である。準備書ではSSを確認すると記載されているが、対象事業実施区域には有害物質があるので、その濃度管理についても明確にしてほしいということである。

(2)は、全体を通して、有害物質が拡散することのないように、ということである。

(委員)

将来、これらの内容について、実際の結果が予測に対してどのくらいの差が生じたのか、ということをご公にしてもらいたい。そうしないと、今後実施されるアセスの案件に対してプラスにならないし、もったいない。環境影響評価委員会へも、予測式の結果がどのくらい間違っていたか、といったことを示してほしい。そういう希望もあり、3(1)～(3)の記載の意図が気になったものである。

(委員)

答申案9(1)で「環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること」としている。結果が公の目に触れて、何らかの評価がなされるとともに、この委員会の中でも振り返る機会があれば、よりよいアセスの仕組みになっていくと思う。

(委員)

有害物質のうち、ふっ素については、海由来のものと考えられるため、事業者はきちんと除去することができるか気になる。そうすると、その部分の指摘としては、土地の使用履歴を基にして管理をきちんとするという観点からするのか、土壤汚染対策法に則って一律に基準値以内にするという観点からするのか、悩ましいところである。

(事務局)

準備書では、汚染土壌については、処分業者へ搬出する旨が記載されている。その場合は、法に基づいて対応していただく、という観点で、この事務局案を作成している。

(委員)

現状、現地で基準値を超えている状態についてはどのように考えているか。

(事務局)

工事で掘削したところについては、法に基づいて対応することになるが、手を付けないところについては、法的には意見を言うことはできない。

(委員)

法律上の観点から見た指摘事項にしてある、ということかと思う。

(事務局)

そうは言っても、工事の実施に伴って、有害物質が周辺に拡散する危険性はあるので、それについて、答申案3(2)で見てもらえたら、と思う。

(委員)

汚染土壌はどこへ搬出するのか。

(事務局)

現時点では決まっていないが、全国に許可を受けた処分業者はあるので、そこへ搬出されることになると思う。

(委員)

資料2 No. 2の、最終処分先に関する質問に対する事業者見解で、「処理エリアを複線化して地理的リスクの軽減を図っているため、県内処理に限る予定はありません」とされているが、質問した委員の意図としては、基本的には県内で処分すべきではないか、何らかの災害等で事業継続ができない場合にのみ

県外へ搬出するべきではないか、というもので、この回答は求めていたものではないと思う。

今回の答申に含める内容ではないが、この最終処分の在り方については検討した方がいいのでは、と思う。

(委員)

意見が重なると思うが、これは質問に対して回答がかみ合っていない。質問は災害時といった非日常のことを聞いているのではなく、定常時のことを聞いている。しかしながら、回答は「災害時のことを鑑みて」となっている。

これはアセスの範疇を超えているが、焼却施設までは行政が担っているのに、処分場に関しては民間に任せているというのはどうかと思う。

(事務局)

焼却方式をシャフト炉にして最終処分量を減らすという審議案件があったことも御質問をいただいた背景にあると思う。ただ、市川市のような都市部では処分場を確保するのが難しいということもある。

(委員)

個人的には、都市部で処分場の設置が難しい地域は、民間任せではなく、行政がケアをするべきだと思う。

(委員)

この議論については、また別の場で行うことができれば良いと思う。

(委員)

現状、千葉県では、都市化に伴い、処分場の設置は難しい。ただ、この資料2No. 2の事業者見解は、もう少し良い書き方があったと思う。ここでは、今のそのような現状をそのまま書いてもらえればよかったと思う。

(委員)

答申案については、文言修正の必要性があるのは、5(1)のみで、その他については了解をいただいたと理解する。事務局は、修正したものを作成し、

動植物分野の委員に了解を得てもらいたい。

以上で、本日の審議については終了とする。

以上